

令和6年度社会福祉施設等施設整備費補助事業について

1 補助事業の概要

- 本事業は、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用し、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部について、県の予算の範囲内で補助を行うものです。

なお、令和5年4月のこども家庭庁創設に伴い、児童福祉法に基づく児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、障害児入所施設及び児童発達支援センターの施設整備については、従来の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」から、「次世代育成支援対策施設整備交付金」の補助対象に変更されました。

- 仙台市内に所在する施設等の整備については、仙台市が補助事業の実施主体となります。
- 本事業に関する要綱、通知、様式等は、県障害福祉課ホームページに掲載しています。
<https://www.pref.miyagi.jp/site/shisetsuseibi/>

2 整備方針（補助協議対象事業）

宮城県障害福祉計画やみやぎ障害者プランに基づき、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」への対応、入所等から地域生活への移行、障害児の健やかな育成のための発達支援の観点から、次に該当するものを特に優先的な補助協議対象とします。

- 障害者支援施設に入所している、又は障害児入所施設から成人サービスへ移行する重度障害者を積極的に受け入れるグループホーム
- 精神科病院に長期入院している障害者を積極的に受け入れるグループホーム
- 強度行動障害を有する者や医療的ケアを必要とする障害児者等を受け入れる日中活動の場（生活介護、児童発達支援センター等）及びグループホーム（日中サービス支援型）

3 補助対象事業者

- 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等

4 補助対象施設

- (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設（障害者総合支援法に基づく施設）
障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、障害者支援施設、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、福祉ホーム
- (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設（児童福祉法に基づく施設）
児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）

5 整備区分

(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の整備区分

- **創設**（新たに施設を整備すること。）
※ 新たに障害福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修をする場合を含む。
- **増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。）
- **改築**（既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。）
- **大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等をすること。）
- **スプリンクラー設備等整備**
- **老朽民間社会福祉施設整備**（老朽の程度の著しい障害福祉サービス事業所、障害者支援施設について改築整備をすること。）
- **避難スペース整備**（居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く。）

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の整備区分

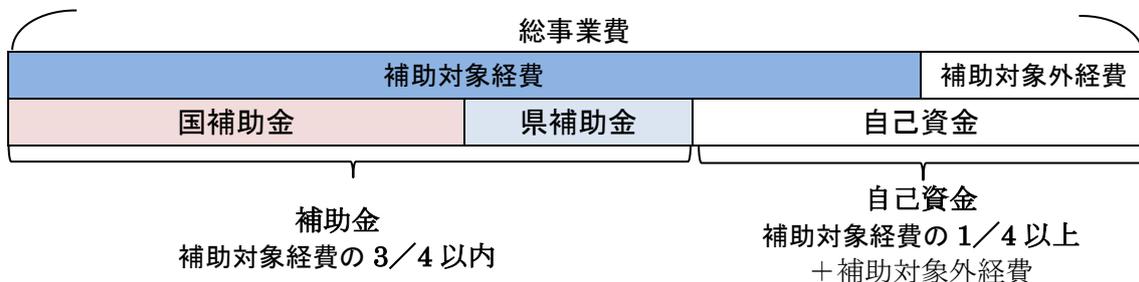
- **創設**（新たに施設を整備すること。）
※ 新たに障害福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修をする場合を含む。
- **増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。）
- **増改築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備と既存施設の改築整備（一部改築を含む。）を併せてすること。）
- **改築**（既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。）
- **拡張**（既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。）
- **大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等をすること。）
- **スプリンクラー設備等整備**
- **老朽民間児童福祉施設整備**（老朽の程度の著しい障害児入所施設について改築整備をすること。）
- **避難スペース整備**
- **防犯対策強化に係る整備**（非常通報装置の設置等防犯対策を強化する整備をすること。）

※ 次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備については、補助対象施設の大規模修繕等における改修整備を除いて、自己所有物件のみを補助対象としており、賃貸物件については補助対象外となります。

6 補助率等

総事業費のうち**補助対象経費の3/4以内**（国：1/2以内、県：1/4以内）

(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設について



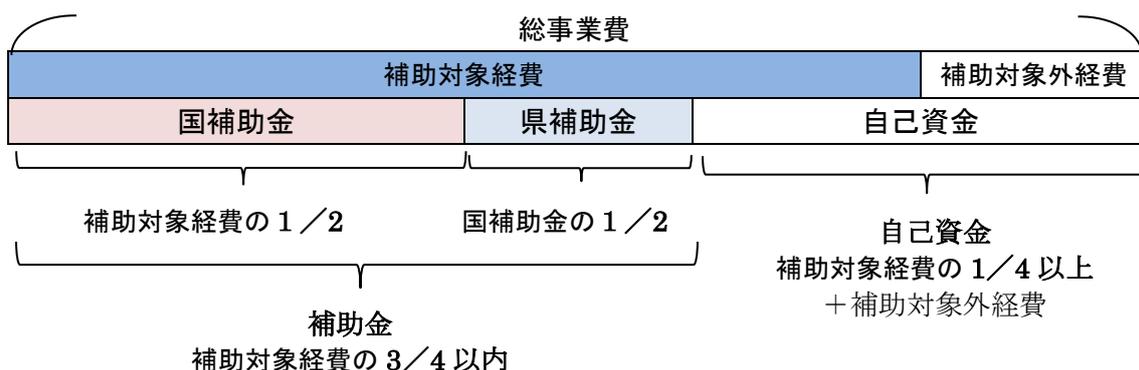
- 整備区分が「創設」、「増築」、「改築」、「老朽民間社会福祉施設整備」又は「避難スペース整備」の場合、『補助対象経費の総額の3/4』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して、低い方の金額が補助上限額となります。
- 整備区分が「大規模修繕等」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合、『補助対象経費の総額』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して、低い方の金額に3/4

を乗じた金額が補助上限額となります。

なお、「大規模修繕等」の場合、『補助対象経費の総額の3/4』が国の要綱で定める当該施設を創設した場合の『間接補助基準額』を超える場合には、『間接補助基準額』が上限となります。

- 補助対象外経費については、本資料の8頁※3に記載しています。
- 上記により算出された金額はあくまでも補助の上限額であるため、必ずしも、満額の交付を保証するものではありません。
- 自己資金に寄付金を充てる場合は、補助上限額が上記の場合とは異なることがありますので、別途御相談願います。

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設について



- 整備区分が、「創設」、「増築」、「増改築」、「改築」、「拡張」、「老朽民間児童福祉施設整備」、「避難スペース整備」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合、『補助対象経費の総額の1/2』と国の要綱で定める『交付基礎点数』に1000円を乗じた額を比較して、低い方の額が国補助金となり、国補助金に1/2を乗じた額が県補助金になります。したがって、補助上限額は国補助金と県補助金の合計になります。
- 整備区分が、「大規模修繕等」又は「防犯対策強化に係る整備」の場合、『補助対象経費の総額の1/2』と国の要綱で定める額を比較して、低い方の額が国補助金となり、国補助金に1/2を乗じた額が県補助金になります。したがって、補助上限額は国補助金と県補助金の合計になります。
- 補助対象外経費については、本資料の9頁※3に記載しています。
- 上記により算出された金額はあくまでも補助の上限額であるため、必ずしも、満額の交付を保証するものではありません。
- 自己資金に寄付金を充てる場合は、補助上限額が上記の場合とは異なることがありますので、別途御相談願います。

(3) 障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等の多機能型事業所について

- 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）と、障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）との多機能型事業所についてはそれぞれの制度において補助を行うこととなります。補助基準単価及び交付基礎点数の算定方法等の取扱いについては別添2に記載しています。

7 令和6年度事業に係るスケジュール（予定）

令和5年 6月 5日（月）	○事業の協議受付開始
7月 7日（金）	○障害福祉関係施設の整備計画（別紙）提出締切り
9月 1日（金）	○所定の各書類提出締切り（8(2)及び(3)の提出書類）
～ 9月中旬	○第一次審査（書類審査）
～ 10月上旬	○第二次審査（事業ヒアリング）
10月～12月	○国庫補助協議案件候補選定
令和6年 1～3月	○社会福祉施設等の整備に関する審査会
3月下旬	○国庫補助協議案件を決定
3月末	○国庫補助協議（県→国）
6月下旬頃	○国庫補助内示（国→県）
	○補助内示（県→事業者）
	※内示を受けて事業の着手が可能となります。 内示前に着手したものは本補助事業の対象外となります。
7月頃	○交付申請（事業者→県→国）
	○交付決定（国→県→事業者）
令和7年 3月 7日（金）まで	○事業完了
	○実績報告（事業者→県→国）

8 提出書類

(1) 本事業に関する協議を行う場合は、下記により、所定の書類を提出してください。

①提出書類：「障害福祉関係施設の整備計画」（別紙）

提出期限：**令和5年7月7日（金）必着** 期限を過ぎたものは、一切受け付けません。

提出方法：電子メール

提出先：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班

メールアドレス：syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp

②提出書類：(2) 及び (3) に記載の書類

提出期限：**令和5年9月1日（金）**

提出方法：(2) に記載の書類は電子メール、(3) に記載の書類は郵送又は持参

提出先：〒980-8570 宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班 ※住所は記載不要です。

(2) 提出書類（整備区分により提出書類が異なります）

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の提出書類

整備区分	指定様式	共通別紙	添付書類
創設 増築	障害者施設 整備計画協議書 【様式第4号】 【様式第4号別紙】	○老朽度調査票 【共通別紙4-1 又は4-2】	下記 参照
改築			
老朽民間 社会福祉 施設整備	老朽民間社会福祉施設整備計画 協議書 【様式第6号】 【様式第6号別紙】		
大規模 修繕等	大規模修繕及びスプリンクラー 設備等整備計画協議書 【様式第7号】 【様式第7号別紙】		
スプリンクラー 設備等整備			
避難スペース 整備	避難スペース整備計画協議書 【様式第8号】 【様式第8号別紙】		

次世代育成支援対策施設整備交付金の提出書類

整備区分	指定様式	共通別紙	添付書類
創設 増築	次世代育成支援対策施設 整備協議書 【様式第3号】 【様式第3-2号】	○老朽度調査票 【様式第2号 別紙1 又は 別紙2】	下記 参照
増改築 改築			
老朽民間児童 福祉施設整備			
拡張			
大規模 修繕等			
スプリンクラー 設備等整備			
避難スペース 整備			
防犯対策強化 に係る整備		○老朽度調査票 【様式第2号 別紙1 又は 別紙2】	

(3) 添付書類（提出書類は全てA4サイズ・片面印刷としてください。）

- 法人の概要がわかるもの（パンフレット等）
- 法人の定款と登記事項証明書（履歴事項証明書）の写し
- 整備予定の障害福祉サービスに係る具体的な需要の把握に関する調査の状況や結果等に係る資料（各市町村の障害福祉計画、障害児福祉計画との整合性についての検討資料や相談支援事業所等からの聞き取り結果等）
- 整備予定地の位置図（周辺との位置関係が分かるもの）
- ハザードマップ等の用地の状況が分かるもの
- 施設整備後の図面（各部屋の面積や用途が分かるもの）
- 整備予定地及び周辺の現況が分かるもの（現場写真等）
- 事業費内訳書（見積書等）※

- 施設整備予定地・建物の不動産登記事項証明書の写し、賃貸借契約書等がある場合は契約書等の写し
- 前々年度・前年度決算書・本年度予算書
- 工事費の自己資金の調達及び施設整備後の運営に関する資金計画書(参考様式1)
- 対象整備品のカタログ等(就労・訓練事業等整備加算がある場合のみ)
- 社会福祉充実計画(該当する社会福祉法人のみ)
- ※ 次世代育成支援対策施設整備の対象であって、大規模修繕等又は防犯対策強化整備事業の場合、公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積書及び工事請負業者2社の見積書が必要です。

(任意)

- 自己PR書(応募する施設整備計画について、自由にPRするものです。別紙の⑩自由記述欄に記載しきれない場合や特にPRしたい事項がある場合などに任意で提出してください。)(任意様式)

9 審査

(1) 第一次審査

- 書類審査を行い、ヒアリングを求める事業者を決定します。

(2) 第二次審査

- ヒアリングを行い、事業内容や整備後の運営収支計画等を確認します。
- ヒアリング後、国庫補助協議候補案件を県の予算の範囲内で決定します。
- 審査結果は別途通知します。
- ※ ヒアリングの実施方法等については現在調整中ですので、後日、第一次審査通過者に連絡します。

10 留意事項

(1) 事業計画の作成について

- 原則として令和7年3月7日(金)までに事業が完了する整備計画(消防法や建築基準法等の法令上の各種検査の完了を含む。)であることが条件となります。
- 障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)等の関係法令で定める基準を満たす必要があります。
- 特段の理由がある場合を除き、書類提出後の計画変更(事業種別、定員及び基本設計等)は認められません。
- 県の内示前に、事業に着手した場合は本補助事業の対象外となります。
- 事業に関する資金調達の具体的方法や見込みについて、十分に検討を行ってください。
- 就労移行支援や就労継続支援を行う場合は、サービスの提供内容、製品の販路、収支計画、利用者の工賃について十分に検討を行ってください。
- 施設整備予定地は、建築基準法や農地法など関係法令による規制に抵触していないことや災害時のリスクを確認し、確実に事業が継続できる場所を確保してください。やむを得ず、土砂災害警戒区域等や浸水想定区域等に整備する場合は、安全上及び避難上の対策を条件とします。

(2) 市町村障害福祉計画・障害児福祉計画との整合性について

- 事業計画は、施設整備予定地の属する市町村が策定する障害福祉計画・障害児福祉計画との整合性が図られていることが必要となります。そのため、事前に市町村の障害福祉担当課に対しても事業計画の説明等を行ってください。

なお、整備区分が「創設」の案件については、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金と次世代育成支援対策施設整備交付金のいずれにおいても、国庫補助協議を行う要件として、国庫補助協議案件候補に選定され次第、市町村長からの意見書の提出が必要になります。

- 整備を行う地域における障害福祉サービスの需要（人口、障害者数）の見込みや、障害福祉サービスの提供体制（施設数、利用定員の設定等）について、十分に検討してください。
- 新規に障害福祉サービス事業所の指定を受ける場合には、指定基準等について事前に県障害福祉課担当者等と調整を行ってください。

(3) 補助基準単価について

- 協議に当たっては、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（案）」の別表3-1及び「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（案）」の別表2の該当部分を使用して補助額を算出していただきますが、今後、国の要綱の改正による補助基準単価及び交付基礎点数の変更に伴い、補助額が変更となる場合があります。

(4) 財産処分について

- 本補助事業で取得又は効用の増加した施設等（財産）については、その処分（補助目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保、取壊し等）に制限がかかります。
- 財産処分を行う場合は、必ず処分前に承認を受ける必要があります。また、承認の際に補助金の一部返還等の条件が付される場合があります。
- 本事業を実施した後に、上記財産処分を行う場合においては、必ず事前に県に御相談ください。

(5) 県単独補助金について

- 一定の要件を満たしたグループホーム及び地域生活支援拠点の整備については、国庫補助協議不採択後に、県単独補助金にて国庫補助協議額と同額の補助を行う場合があります。

1.1 その他

- 社会福祉法人等が施設を整備する場合は、独立行政法人福祉医療機構による融資制度があります。（本補助事業の補助を受けながら、融資制度を活用することができます。）
- 本補助制度の概要等についての御質問は、メールで受け付けます。また、来庁しての御相談を御希望の方は、必ず事前に御連絡ください。

問合せ先：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班

電話：022-211-2544

E-mail：syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp

【参考1】対象施設ごとの補助対象事業者、整備区分、補助金額等（まとめ）

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

施設の種類	補助対象事業者	整備区分	補助金額等
・障害福祉サービス事業所 (療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る)	社会福祉法人等 ^{※1}	・創設 ・増築 ・改築 ・大規模修繕等	○補助対象経費 ^{※2、※3} ・本体工事費 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
・障害者支援施設	社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団法人 公益財団法人等 (医療法人を除く)	・スプリンクラー設備等整備 ・老朽民間社会福祉施設整備 ・避難スペース整備	・解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
・居宅介護事業所 ・重度訪問介護事業所 ・同行援護事業所 ・行動援護事業所 ・相談支援事業所 ・短期入所事業所 ・就労定着支援事業所 ・自立生活援助事業所 ・共同生活援助事業所	社会福祉法人等 ^{※1}	・創設 ・増築 ・改築 ・大規模修繕等 ・避難スペース整備 (短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所のみ)	○補助金額 ・創設、増築、改築 ・老朽民間社会福祉施設整備 ・避難スペース整備 補助対象経費(工事費及び工事事務費)に 3/4 を乗じた額と、国庫補助基準単価を比較して低い方の額
・福祉ホーム	社会福祉法人等 ^{※1}	・大規模修繕等(防犯対策等整備) ・スプリンクラー設備等整備	・大規模修繕等 ・スプリンクラー設備等整備 補助対象経費(工事費及び工事事務費)と、国が必要と認められた額を比較して低い方の額に 3/4 を乗じた額 ○補助率 3/4(うち国2/3、県1/3)

※1 社会福祉法人等とは、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等です。

※2 工事事務費(設計監督料等)は、工事費又は工事請負費の2.6%が上限額となります。

※3 補助対象外経費は以下のとおりです。

- ・土地の買収又は整地に要する経費
- ・職員の宿舎に要する経費
- ・施設整備費と一体的であるとは認められない費用(設備の一部等)
- ・その他施設整備費として適当と認められない費用(備品等)

【参考2】対象施設ごとの補助対象事業者、整備区分、補助金額等（まとめ）

次世代育成支援対策施設整備交付金

施設の種類	補助対象事業者	整備区分	補助金額等
・障害児入所施設	社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団法人 公益財団法人	・創設 ・増築 ・増改築 ・改築 ・拡張 ・大規模修繕等 ・スプリンクラー設備等整備 ・老朽民間児童福祉施設整備 ・避難スペース整備 ・防犯対策強化に係る整備	○補助対象経費 ^{※2、※3} ・本体工事費 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 ・解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 ○補助金額 ・創設、増築、増改築、改築、拡張 ・スプリンクラー設備等整備 ・老朽民間児童福祉施設整備 ・避難スペース整備 補助対象経費（工事費及び工事事務費）に1/2を乗じた額と『交付基礎点数』に1000円を乗じた額を比較して、低い方の額が国補助金。国補助金に1/2を乗じた額が県補助金。補助上限額は国補助金と県補助金の合計。 ・大規模修繕等 ・防犯対策強化に係る整備 補助対象経費（工事費及び工事事務費）に1/2を乗じた額と国の要綱で定める額を比較して、低い方の額が国補助金。国補助金に1/2を乗じた額が県補助金。補助上限額は国補助金と県補助金の合計。 ○補助率 3/4（うち国2/3、県1/3）
・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所	社会福祉法人等 ^{※1}	・創設 ・増築 ・増改築 ・改築 ・拡張 ・大規模修繕等 ・スプリンクラー設備等整備 ・避難スペース整備 ・防犯対策強化に係る整備	

※1 社会福祉法人等とは、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等です。

※2 工事事務費（設計監督料等）は、工事費又は工事請負費の2.6%が上限額となります。

※3 補助対象外経費は以下のとおりです。

- ・土地の買収又は整地に要する経費
- ・職員の宿舎に要する経費
- ・既存建物の買収に要する費用（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）
- ・防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- ・施設整備費と一体的であるとは認められない費用（設備の一部等）
- ・その他施設整備費として適当と認められない費用（備品等）

【参考3】補助金額の考え方

※ 県及び国の予算の範囲内で補助事業を採択するため、実際の補助金額（交付決定額）は、下記により算出した金額よりも低くなる場合があります。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

① グループホーム（定員2名の短期入所を合わせて整備）を新築（創設）する場合の例

補助対象経費		(単位：千円)				
工事請負費 A	工事事務費	対象経費の3/4 B	補助基準額 C	補助金の額 BとCの低い方	事業者負担	
32,000	実際 800 (A×2.6%) 832	総額(補助対象経費) 32,800 ×3/4 = 24,600	27,100 (GH単価) + 6,000 (短期入所整備加算) 33,100	24,600	8,200	
35,000	実際 3,000 (A×2.6%) 910	総額 38,000 補助対象経費 35,910 ×3/4 = 26,932 (端数切捨)		26,932	11,068	
44,000	実際 3,000 (A×2.6%) 1,144	総額 47,000 補助対象経費 45,144 ×3/4 = 33,858		33,100	33,100	13,900

※工事事務費は工事請負費の2.6%に相当する額を限度に算定可能。

※27,100千円は、4～10人のGH本体の標準補助基準額（R5改正案）。付帯する機能によっては所定の加算が算定できます。（例では短期入所）

② 国庫補助基準額の例

※あくまで令和5年度改正単価案です。今後、単価改正が行われる場合があります。

(1) 創設の例

- ① 就労継続支援事業所（利用定員40人）の創設及び就労・訓練設備の整備
→R5年度補助基準額：本体115,100千円＋就労・訓練事業等整備加算44,100千円
=159,200千円
- ② 共同生活援助事業所（定員4～10人）の創設、相談支援事業所及び避難スペースの整備
→R5年度補助基準額：本体27,100千円＋就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算9,900千円＋避難スペース整備加算38,300千円＝75,300千円

(2) 大規模修繕等

- ① グループホームの改修：300千円以上10,000千円以内
※賃貸物件の改修整備も対象
※グループホームにスプリンクラーを整備する場合は、見積額と合見積額のいずれか低い方の額と②のスプリンクラー設備工事費の基準単価にスプリンクラー設置対象面積を乗じて得た額とを比べて低い額が基準額

② スプリンクラー設備工事費

	1,000㎡未満	1,000㎡以上の平屋建
基準単価案（1㎡当たり）	23,400円	44,500円

※消火ポンプユニット設置が必要な場合：1施設当たり3,090,000円加算
※補助対象となる面積は、施設を所管する消防署に相談いただき、スプリンクラーヘッドの設置が必要と認められた箇所の面積としています。

次世代育成支援対策施設整備交付金

① 福祉型児童発達支援センター（避難スペースを合わせて整備）を新築（創設）する場合の例

補助対象経費		(単位：千円)			
工事請負費	工事事務費	対象経費の1/2	補助基準額	補助金額	事業者負担
A		B	C		
50,000	実際 1,000 (A × 2.6%) 1,300	総額 (補助対象経費) 51,000 × 1/2 = 25,500	76,754 (本体) + 25,561 (避難スペース整備加算) 102,315	(国補助金) BとCの低い方 + (県補助金) 国補助金の1/2 38,250	12,750
70,000	実際 2,000 (A × 2.6%) 1,820	総額 72,000 補助対象経費 71,820 × 1/2 = 35,910		53,865	18,135
200,000	実際 6,000 (A × 2.6%) 5,200	総額 206,000 補助対象経費 205,200 × 1/2 = 102,600		153,472 (端数切捨)	52,528

※工事事務費は工事請負費の2.6%に相当する額を限度に算定可能。

※76,754千円は、福祉型児童発達支援センター21~40人の本体交付基礎点数×1,000円で算出（R5改正案）。付帯する機能によっては所定の加算が算定できません。（例では避難スペース）
 ※補助金額は国補助金と県補助金の合計となる。

② 国庫補助基準額の例

※あくまで令和5年度改正単価案です。今後、単価改正が行われる場合があります。

(1) 創設の例

- ① 福祉型障害児入所施設（利用定員40人）の創設及び定員3名の短期入所の整備
 →R5年度補助基準額：本体139,148千円＋短期入所整備加算7,970千円
 =147,118千円
- ② 放課後等デイサービス（定員10人）の創設、障害児相談支援事業所及び避難スペースの整備
 →R5年度補助基準額：本体38,126千円＋障害児相談支援整備加算6,620千円
 ＋避難スペース整備加算25,561千円＝70,307千円

(2) 大規模修繕等

- ① 福祉型児童発達支援センターの改修：300千円以上 5000千円未満
 ※賃貸物件の改修整備も対象

② スプリンクラー設備工事費

※障害児入所施設（当該施設に併設する短期入所事業所を含む。）の場合

	1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上の平屋建
基準点数案（1 m ² 当たり）	15,000円	29,000円

※消火ポンプユニット設置が必要な場合：1施設当たり2,218,000円加算

※補助対象となる面積は、施設を所管する消防署に相談いただき、スプリンクラーヘッドの設置が必要と認められた箇所の面積としています。